

博士論文に関する取扱要項

第1条 この要項は、福島大学大学院共生システム理工学研究科規程(以下「研究科規程」という。)第12条第2項に基づき、博士論文の作成に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 博士論文の作成にあたっては、原則として3年間同一の研究指導教員による指導を受けるものとする。ただし、研究科委員会が学生の研究の継続性、発展性等の観点から、研究指導教員を変更する必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 研究指導教員を変更する必要が生じた場合は、研究科規程第5条第2項により、すみやかに研究科長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、次条による「予備審査申請書」(所定様式)を提出した日以後の研究指導教員の変更は、原則として認めない。

第3条 博士の学位を得ようとする学生は、研究指導教員の指導を得て博士論文題目を定め、修了年度の10月1日(土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日、以下同様)までに「予備審査申請書」に指定の必要書類を添え、教務課に提出しなければならない。ただし、標準修業年限を超えた者で9月修了を希望する者(以下「9月修了希望者」という。)は、4月1日までとする。

第4条 予備審査に合格した学生は、修了年度の1月20日までに「博士論文審査申請書」に、指定の必要書類を添え、教務課に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は7月20日までとする。

第5条 福島大学学位規則第8条(昭和51年5月25日制定。)による博士論文審査委員は主査1名、副査2名とする。ただし、研究内容など必要に応じて、副査は最大4名までおくことができる。

2 博士論文審査委員は、原則として本研究科の教員があたるものとする。

3 本研究科委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員(副査)に加えることができる。

第6条 本審査予定日の少なくとも3ヶ月前に予備審査を行い、不備不足の点については、追加実験等を要請する。その結果は、研究科委員会で報告する。

2 学位規則第9条による最終試験は、博士論文の予備審査を終わった後に、その博士論文を中心として口述又は筆記により行い、一般公開とする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、2月20日までに終了するものとする。ただし、9月修了希望者については、8月20日までに終了するものとする。

第7条 学生は、博士論文を公表しなければならない。詳細は配布される「学位申請の手引き」を参照。なお、保存用として博士論文の原稿及び博士論文内容要旨を各1部、それらを保存したCD-R(PDF)を3月20日までに教務課に提出しなければならない。ただし、9月修了希望者は9月20日までとする。

第8条 博士論文作成の細目については、学生の所属する領域の定めるところによる。

附 則

この要項は、平成23年9月28日から施行する。

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年10月12日から施行する。

博士論文審査基準

(1) 研究テーマ

研究内容が学術的意義と社会的意義を持ち、研究テーマに明確に示されていること。

(2) 関連研究の調査

当該研究に係る関連研究について十分な調査と分析が行われ、それらの到達点や課題に基づいて当該研究の位置づけが先進なものになっていること。また、論文中で文献等については、当該研究の先進性を理解できるよう適切に引用されていること。

(3) 研究方法

研究テーマに相応しい適切な研究方法が選択されるとともに、資料・データ等の取り扱いや分析結果の解釈が妥当であること。

(4) 論文構成

論理的な考察の中で、一貫した論述が展開され、適切な結論が導かれていること。

(5) オリジナリティ

研究内容に新規性と有用性があり、当該研究分野の発展に寄与するものであること。

(6) 倫理基準の遵守

研究の実施にあたって、国内外の倫理基準が遵守されていること。

博士論文の審査及び最終試験についての申合せ

制定 平成23年9月28日

改正 平成27年3月11日

改正 平成28年10月12日

1. 予備審査申請書

修了予定の学生(以下、学生)は「予備審査申請書」(様式1)を作成し、指導教員の署名、押印を受けた後、指定書類とともに、10月1日(注)までに教務課に提出する。ただし、標準修業年限を超えた者で9月修了を希望する者(以下「9月修了希望者」という。)は、4月1日(注)までとする。

2. 博士論文審査委員候補の提出

指導教員は、博士論文審査委員候補(主査1名及び副査2名。ただし、副査は必要に応じて最大4名までおくことができる)を、原則として本研究科内の教員から選定する。ただし、研究内容等に応じて必要な場合には、本学他研究科又は他大学若しくは他研究所等の教員等を博士論文審査委員候補(副査)とすることができる。なお、博士論文審査委員候補の内、少なくとも1名は教授職の教員とする。

指導教員は、選定した博士論文審査委員候補の職名と氏名を「博士論文審査委員候補者名簿」(様式2)に記入し、10月1日(注)までに教務課に提出する。ただし、標準修業年限を超えた者が、9月修了を希望(以下「9月修了希望」という。)する場合は、4月1日(注)までとする。

3. 博士論文審査委員の選出

研究科委員会は、指導教員より提出された博士論文審査委員候補を参考にし、博士論文審査委員を研究科委員会で選出する。

4. 審査委員決定の伝達

教務課は、審査委員の選出後、直ちに指導教員および学生に審査委員名を周知する。

5. 論文・学会発表の基準

博士論文の審査に当たっては、博士論文のレベルを客観性に担保するために、博士論文に記載された研究内容の全て、あるいは一部が、投稿論文として、以下の基準を満たすように、博士論文の審査の終了する前日までに公表あるいは印刷決定されていることを条件とする。

- ・論文数は3報以上。
- ・その内1報は、原則として、査読ありの英語論文であり、かつ学生が筆頭著者であることとする。

また、博士論文に記載の内容を、国際学会において申請者本人が2回以上発表していること。

6. 予備審査

博士論文審査委員は、論文審査予定日の少なくとも3ヶ月前に予備審査を行い、不備不足の点については、必要に応じて追加実験等を要請する。予備審査の結果は、研究科委員会で報告する。

7. 博士論文の提出と審査

予備審査に合格した学生は、「博士論文審査申請書」(様式7)のほか、指定の書類を添え主査の確認を受け、教務課へ提出する。

学生は、主査の確認を受けた博士論文および論文要旨を、副査(人数分)と教務課へ1月20日(注)までに提出する。ただし、9月修了希望者の場合は、7月20日(注)までとする。

博士論文審査委員は、博士論文の論文審査を2月20日(注)までに行う。ただし、9月修了希望の場合は、8月20日(注)までとする。

8. 最終試験

最終試験は公開とし、研究科内全教員と全審査委員が出席できる日時とする。

最終試験は、博士論文に関する取扱要項に従い、2月20日(注)までに終了しなければならない。ただし、9月修了希望の場合は、8月20日(注)までとする。

最終試験は、原則として1人60分(40分間の発表と20分間の質疑応答)とし、司会進行は審査委員会が行う。

学生は、論文要旨(様式5)を作成し、最終試験の際に参加者全員に配布する。

最終試験の発表順の決定、会場予約、会場設営、プロジェクター等の準備は教務課を中心に行う。

9. 博士論文審査及び最終試験結果報告書の提出

主査は副査の意見を聴取し、最終試験の結果と総合した上での合否判定を行う。

主査は、論文審査の結果、最終試験の結果、及び合否判定の結果を、学位論文審査及び最終試験結果報告書(様式3)に記入し、2月20日(注)までに提出する。ただし、9月修了希望の場合は、8月20日(注)までとする。報告書に記載すべき内容として特に重要な点は、学生がどのような新しい発見をしたかであり、それを具体的に記載する。

主査及び副査は、様式3に自筆で氏名を記入し押印をする。

10. 研究科委員会での学位授与認定

研究科委員会は、提出された学位論文審査及び最終試験結果報告書(様式3)に基づいて、学位授与の認定を行う。認定は投票とし、参加者の3分の2以上の賛成により学位授与を決定する。

11. 博士論文及び論文要旨の提出

学位授与が決定した学生は、本審査に提出した博士論文を、附属図書館リポジトリ(FUKURO)へ登録し公表しなければならない。なお、保存用として博士論文の原稿及び博士論文内容要旨を各1部、それらを保存した CD-R(PDF)を揃えて教務課に提出する。

教務課は、これを公開・保存するために、附属図書館に寄贈する。

(注)土曜日にあたるときは翌々日、日曜日にあたるときは翌日

附 則

この申し合わせは、平成25年8月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成27年3月11日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成28年10月12日から施行する。

優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮と早期修了に関する取扱要項

制定：平成 29 年 1 月 11 日
共生システム理工学研究科委員会

改正：平成 30 年 12 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この取扱要項は、福島大学大学院学則第 25 条による優れた研究業績を上げた者の在学期間を短縮し（以下「在学期間短縮」という）、標準修業年限を下回る在学期間の課程修了（以下「早期修了」という）に関し必要な事項を定める。

(在学期間短縮)

第 2 条 在学期間短縮とは、博士前期課程及び修士課程にあっては 6 ヶ月あるいは 1 年を、博士後期課程にあっては 6 ヶ月、1 年、1 年 6 ヶ月、2 年を標準修業年限から短縮することをいう。

(申請手続)

第 3 条 在学期間を短縮し、早期修了を希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、共生システム理工学研究科長（以下「研究科長」という）に願い出なければならない。

- 一 在学期間短縮希望届（別紙様式 1）
- 二 在学期間短縮審査に関する申請書（別紙様式 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5）

なお、在学期間短縮希望届は修了を予定しているセメスターの一つ前のセメスターの履修登録期間に、在学期間短縮審査に関する申請書は 3 月修了を希望する者は当該年度の 7 月 20 日^(注 1)（9 月修了を希望する者は前年度の 1 月 20 日^(注 1)）までに申請する。

(審査委員会の設置と認定審査の付託)

第 4 条 研究科長は、在学期間短縮審査に関する申請を受理したときには、優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮を審査する委員会（以下「在学期間短縮審査委員会」という）を設置する。

- 2 研究科長は、在学期間短縮審査委員会に認定審査を付託する。

(在学期間短縮審査委員会の組織)

第 5 条 在学期間短縮審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 申請学生の指導教員 1 名
 - 二 教務委員長
 - 三 一及び二の者の他、学生が所属する分野あるいは領域の教員 2 名
- 2 在学期間短縮審査委員会に委員長をおく。研究科長は、学生が所属する分野あるいは領域の教員 2 名のうちから委員長を指名する。
- 3 委員長が必要と認める場合は、第 1 項以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査及び結果の報告)

第6条 在学期間短縮審査委員会は、申請書類に基づき審議し、認定可否の審査結果を出す。

2 委員長は、在学期間短縮審査委員会における認定可否の審査結果を、3月修了を希望する場合は当該年度の9月第1週（9月修了を希望する場合は前年度の3月第1週）までの共生システム理工学類運営会議に報告する。

(審査結果の決定)

第7条 研究科長は、3月修了を希望する場合は当該年度の9月第2週（9月修了を希望する場合は前年度の3月第2週）までの共生システム理工学研究科委員会において、認定可否の審査結果を提案し、審議・決定する。

(学位論文の提出及び審査)

第8条 在学期間短縮が認められた者の修士論文又は博士論文の審査日程及び審査基準は標準修業年限により修了する者と同じとする。

(単位の認定)

第9条 在学期間短縮が認められた共生システム理工学専攻博士前期課程の者は、修士論文研究IV、博士後期課程の者は、共生システム科学特別研究、環境放射能学専攻修士課程の者は、修士論文研究IIIの単位認定は、修士論文又は博士論文の審査に合格した者に限り行うものとする。

(その他)

第10条 この取扱要項を改正しようとするとき、あるいは実施に関して疑義等が生じた場合は、教務委員会において協議し、共生システム理工学研究科委員会の議を経なければならない。

(注1) 土曜日に当たるときは翌々日、日曜日に当たるときは翌日

附則

この取扱要項は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1. この取扱要項は、平成31年4月1日から施行する。

2. この取扱要項による改正後の優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮と早期修了に関する取扱要項の規定は、平成31年度入学生から適用し、平成31年3月31日から引き続き在学する者にあっては、なお、従前の例による。